

博物館法制度上の博物館の区分と現状

【資料1】

	登録博物館 (819館)		博物館相当施設 (301館)		博物館類似施設 (4,243館)	
		登録博物館の現状		博物館相当施設の現状		博物館類似施設の現状
定義	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関で、博物館登録原簿に登録されたもの（法第2条①）	-	博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの（法第29条）	-	博物館と同種の事業を行う施設（登録又は指定を受けていないもの）（根拠規定はないが、社会教育調査上、上記のように規定）	-
設置主体	①地方公共団体（法第2条①） ②民法第34条の法人 ③宗教法人 ④政令で定める法人（日本赤十字社、日本放送協会）	・地方公共団体の長（5館） ・教育委員会（488館） ・民法第34条の法人（295館） ・その他（31館）	制限なし	・国（21館） ・独立行政法人（10館） ・地方公共団体の長（52館） ・教育委員会（63館） ・民法第34条の法人（61館） ・その他（94館）	制限なし	・国（124施設） ・独立行政法人（6施設） ・地方公共団体の長（961施設） ・教育委員会（2,223施設） ・民法第34条の法人（306施設） ・その他（623施設）
登録又は指定主体	都道府県教育委員会が登録（法第10条）	-	①国又は独立行政法人が設置する施設については文部科学大臣が指定 ②③以外の施設については都道府県教育委員会が指定（法第29条）	文部科学大臣指定の相当施設内訳 ・文部科学省独立行政法人（9館） ・文部科学省国立大学法人（17館） ・総務省（通信総合博物館） ・厚生労働省（厚生労働省産業安全研究所附属産業安全技術館）	なし	-
職員	①館長、学芸員必置（法第4条） ②法に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること（法第12条2号）	・館長（専任：401、兼任：169、非常勤：244、計：814） ・学芸員（専任：2,435、兼任：141、非常勤：190、計：2,766）	学芸員に相当する職員の必置（規則第19条3号）	・館長（専任：149、兼任：115、非常勤：34、計：298） ・学芸員（専任：486、兼任：94、非常勤：47、計：627）	制限なし	・館長（専任：1,199、兼任：2,045、非常勤：652、計：3,896） ・学芸員（専任：1,384、兼任：532、非常勤：327、計：2,243）
年間開館日数	150日以上（法第12条4号）	・149日以下（13館） ・150日以上（797館） ※平成13年度間	100日以上（規則第19条5号）	・99日以下（3館） ・100日以上149日以下（9館） ・150日以上（285館） ※平成13年度間	制限なし	・99日以下（156施設） ・100日以上149日以下（91施設） ・150日以上（3,907施設） ※平成13年度間
資料	法に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること（法第12条1号）	・各都道府県教育委員会による審査	博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること（規則第19条1号）	・文部科学省または各都道府県教育委員会による審査	制限なし	-
施設等	法に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること（法第12条3号） 建物延面積165平方メートル以上（登録審査基準） 動物園：1,650平方メートル以上の土地 植物園：1,650平方メートル以上の土地 水族館：三尺平方の水槽5個以上	・150平方メートル未満（5館） ・150平方メートル以上（813館） ※建物面積を有しない博物館1館	博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること（規則第19条2号） 建物延面積132平方メートル以上（指定審査要項）	・150平方メートル未満（4館） ・150平方メートル以上（296館） ※建物面積を有しない博物館1館	制限なし 建物延面積 相当施設と同様	・150平方メートル未満（140施設） ・150平方メートル以上（4,092施設） ※建物面積を有しない博物館11施設除く
参考	種類別登録博物館数（平成17年度社会教育調査速報値） 総合博物館（132館）／科学博物館（69館）／歴史博物館（296館）／美術博物館（347館）／野外博物館（8館）／動物園（1館）／植物園（1館）／水族館（1館）	-	種類別博物館相当施設数（平成17年度社会教育調査速報値） 総合博物館（24館）／科学博物館（39館）／歴史博物館（109館）／美術博物館（76館） ／野外博物館（5館）／動物園（31館）／植物園（11館）／動植物園（9）／水族館（29館）	-	種類別博物館類似施設数（平成17年度社会教育調査速報値） 総合博物館（262館）／科学博物館（366）／歴史博物館（2,795館）／美術博物館（667館） ／野外博物館（93館）／動物園（63館）／植物園（121館）／動植物園（16）／水族館（38館）	-

※現状の数字の出典は平成14年度社会教育調査である。

※文部科学省HPより